
2024 年第 2 回

国際協力専門員 募集要項

独立行政法人 国際協力機構
人事部 開発協力人材室



内容

はじめに	1
国際協力専門員とは	1
募集と選考	3
§ 1. 募集分野、人数、採用時期	3
§ 2. 応募資格等（分野共通）	3
§ 3. 各募集分野の業務内容、追加応募資格	4
§ 4. 応募×切・応募手順	4
§ 5. 選考日程	9
§ 6. 契約・待遇	10
§ 7. 面接試験会場、問い合わせ先	12
別紙1 募集概要：業務内容・追加応募資格	13
別紙2 「専門分野論文課題」一覧	13

はじめに

独立行政法人国際協力機構（JICA）は、日本の政府開発援助（ODA）を一元的に行う実施機関として、開発途上国への開発協力を行っています。開発協力大綱の下、人間の安全保障と質の高い成長を実現するため、「信頼で世界をつなぐ」というビジョンを掲げ、使命感、現場、大局観、共創、革新を重視し、開発途上国が抱える課題（以下、開発課題）の解決を支援しています。

事業や組織の詳細を JICA の HP にてぜひご覧下さい。

JICA - 国際協力機構

国際協力専門員とは

JICA 本部（東京）を拠点に分野・課題の高い専門性を生かして JICA の課題別事業戦略（JICA グローバル・アジェンダ）¹の牽引や、JICA が実施するプロジェクトへの指導・助言を行うスペシャリストのポストです。JICA 専門家、開発コンサルタント、国際機関職員、国家・地方公務員、大学教員など様々な経歴を有する方が、JICA 事業の幅広い場面でリーダーシップを発揮しています。

また、開発途上国が抱える課題やその解決方法などについて、日本内外の知見の蓄積・共有・発信を行い、日本の開発経験・援助経験を国際潮流に反映させる役割や日本の国際協力人材の育成への貢献も期待されています。

<一般的な主な業務>

■ ナレッジマネジメントの牽引

日本の開発経験・援助経験の体系化と、課題解決に資する技術や国際協力に関する国内外の潮流、他の援助機関の知見・経験の把握・分析を通じて、JICA グローバル・アジェンダの取り纏めと JICA 事業への適用を牽引することが期待されています。また、日本発のナレッジの普及、人的ネットワークの拡充・強化、JICA 内外の国際協力人材の育成も期待されます。

国内外への発信においては、JICA（時に日本の ODA）を代表して、国際会議、学会等での発表を行い、日本の知見を国際潮流に反映させる等の役割も期待されています。

¹ グローバル・アジェンダについては、<https://www.jica.go.jp/activities/#anchor1> を参照

■ プロジェクトの「質的向上」への貢献

豊富な業務経験と専門分野の知見を基に、プロジェクトの形成・計画・実施監理・評価から終了後のフォローアップまで、援助効果の拡大、効率化、持続可能性の向上といった国際協力の質の向上のため、JICA 職員・JICA 専門家等に対し専門的支援を行います（課題アドバイザー業務）。

■ 日本の国際協力人材の育成

国際協力をプロジェクトの現場で担う専門家やコンサルタント、JICA 職員のみならず、国際協力に関与する自治体や企業、国際協力を志す若手人材等に向けた、能力強化研修等の企画・実施に対する助言・専門的支援等を行います。また、新たな課題への対応においては、国際協力に縁遠かった分野の人材の発掘も期待されています。

これらの役割を果たすために、国内出張だけでなく、海外出張も年複数回行います。また、JICA 専門家等として、開発途上国に一定期間派遣される場合もあります。

さらに、より効果的な支援や新たな分野への対応のため、専門員自身の知見の向上や人的ネットワーク拡充も求められています。

より詳しい国際協力専門員の情報は、PARTNER のしごと@JICA に掲載されています。こちらもぜひご覧ください。

しごと@JICA | PARTNER | 国際キャリア総合情報サイト

募集と選考

§ 1. 募集分野、人数、採用時期

以下の分野で募集します。募集人数は各分野 1 名（詳細は各分野の募集概要参照）、採用時期は 2025 年 4 月以降の JICA が指定した日となります。

	分野・課題	格付	募集人数	常勤/非常勤	最長契約年数
01	公共財政管理／税務	A	1	常勤	5 年間
02	ガバナンス（行政）	A	1	常勤	5 年間
03	農業・農村開発（レジリエンス・灌漑）	A	1	常勤	5 年間
04①	水質・水環境改善（A 格付）	A	いずれかで 1	常勤	5 年間
04②	水質・水環境改善（B 格付）	B		常勤	5 年間
05	無償資金協力（土木）	A	3	常勤	5 年間
06	有償資金協力（道路・橋梁）	A	1	常勤	5 年間
07	有償資金協力（国際契約管理）	A	1	常勤	5 年間
08	海外投融資	A	1	常勤	5 年間

※採用された専門員の処遇（月額基本給など）は募集ポストごとの担当業務に応じた業務格付に基づく²ものとなります。（契約期間中の昇給はありません。）

§ 2. 応募資格等（分野共通）

- (1) 大学卒と同等以上の学力を有する方（応募分野の修士号以上を有する事が望ましい）
- (2) 応募分野における 10 年以上の実務経験を有する方
- (3) 開発途上国を対象とする国際協力の実務経験を有する方（目安としては、開発途上国における勤務経験が 5 年以上）
- (4) 業務を遂行するのに必要な英語力を有する方

² 2024 年度年収水準見込み（賞与の支給月数等により増減します。）

S 格（9 号）：1,140 万円程度（毎月 20 時間の超過勤務²を行った場合は、約 1,270 万円）

A 格（8 号）：1,060 万円程度（毎月 20 時間の超過勤務を行った場合は、約 1,150 万円）

B 格（7 号）：960 万円程度（毎月 20 時間の超過勤務を行った場合は、約 1,050 万円）

◆目安（資金協力分野のポスト以外）※1：

TOEFL…PBT 600点／CBT 250点／iBT 100点以上

TOEIC…860点以上

英検 … 1級

国連英検…A級

●無償・有償資金協力分野のポスト

TOEFL…PBT550点／CBT 213点／iBT 79点以上

TOEIC…730点以上

英検 … 準1級

国連英検…B級

※1：上記の語学試験以外でも、上記の語学試験テストとのスコア比較を公式に発表している語学試験の結果でも代替可能です。

(5)国内外において、複数の組織・機関が関与するプロジェクトの運営経験を有する方

(6)エクセル・パワーポイント・ワードなど資料作成に必要となるオフィスソフトの操作など基本的なパソコン操作能力を有する方

(7)心身ともに健康な方（開発途上国の首都以外の地方部への出張も可能であること）

※各募集分野固有の応募資格等は別紙1の各分野の募集概要の記載をご確認ください。資格の重複記載等がある場合は各募集分野の記載を優先します。

§ 3. 各募集分野の業務内容、追加応募資格

各ポストの業務内容、追加の応募資格については、別紙1業務内容等に記載します。

※記載内容に関する説明会等の開催は予定されていません。記載内容の確認・質問は、11月11日（月）までに電子メールで、senioradvisor@jica.go.jpまでお問い合わせください。

※複数分野への応募も可能です。

※本募集要項に記載のない分野には応募できません。

※業務内容に記載していない業務でも、各専門分野に関する業務についてJICAから別途指示がある場合があります。

§ 4. 応募〆切・応募手順

応募〆切：2024年11月22日（金）正午（日本時間）

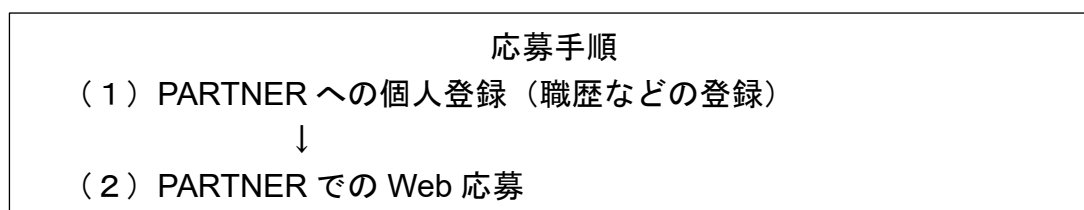
※国際協力専門員の公募では、同時に複数のポストに応募可能です。

質問〆切：11月11日（月）

ご質問等への対応は、内容により数営業日以上かかる場合があります。早めのご質問をお願いします。

応募手順

国際協力専門員への応募には、PARTNER（国際協力キャリア総合情報サイト）（<http://partner.jica.go.jp/>）での職歴や業務経験などの登録を含む「個人登録」が必須となります。また、履歴書は、PARTNERから出力された様式の利用が必須です。



(1) PARTNER（国際協力キャリア総合情報サイト）での登録

PARTNERで会員登録をしてください。メールアドレスの登録後、学歴、職務歴など履歴書策際に必要となる情報を登録してください。

登録済の方も、登録内容が最新か確認（更新）して下さい（上記「応募手順」をご参照ください）。

※「PARTNER 個人登録」とは：

<https://partner.jica.go.jp/Account/HRAboutRegist>

※登録方法は、JICA ホームページの国際協力専門員のページ（<http://www.jica.go.jp/recruit/senmonin/index.html>）に掲載されている「応募手順」をご参照ください。

(2) PARTNER からの Web 応募

国際協力専門員の応募には、PARTNERのWeb応募機能を用いて、応募書類の提出する必要があります。電子メール・郵便による応募は受け付けていません。具体的な応募の操作は、JICA ホームページの国際協力専門員のページに掲載されている「応募手順」をご参照ください。

<応募時の提出書類>

国際協力専門員の応募には、以下の7種類（任意提出の書類を含めると8種類）の書類の提出をお願いします。

- 1) 履歴書（PARTNER 出力）

- 2) 志望動機・JICA で取り組む事項
- 3) 主な従事プロジェクト
- 4) 研究、執筆、講演、国際会議などへの出席の実績
- 5) 課題論文
- 6) 英語力証明書
- 7) 業務実績等を客観的に示す資料（提出任意）
- 8) 健康に関する質問票

※ 2)～4)、5)、8)の様式は、JICA ホームページ

(<https://www.jica.go.jp/about/recruit/senmonin/index.html>) に掲載されているものを利用してください。

※ Web 応募時に添付できるサイズは、1 ファイル 5MB、総容量 10MB までとなっております。サイズを超える場合は本募集要項の最終ページにある問合せ先の電子メールアドレス宛に送信して下さい。

1) 履歴書（PARTNER 出力様式）

PARTNER で作成した履歴書のみが利用可能です。

PARTNER にて国際協力人材登録を行った後に、PARTNER の個人マイページ画面の右下にある「履歴書作成」より専門家履歴書を作成・ダウンロードができます。

ダウンロードした PDF のファイル名を「履歴書（氏名）（応募年月日）.pdf」として下さい。

※ 複数分野に応募される場合も履歴書は一つとしてください。

2) 志望動機・JICA で取り組む事項（JICA 指定様式：2）～4）は一つのワードファイルになっています）

指定様式を使用して、1. 志望動機、2. 事業の実施方向、3. 取り組み方法について、様式に記載に従って、1つのファイルとして、作成してください。

Word ファイルか PDF ファイルで提出してください。ファイル名は「志望動機・JICA で取り組む事項（応募分野名_氏名）（応募年月日）.doc（もしくは pdf）」として下さい。

※ 複数分野に応募される場合は**分野毎**に一つ提出してください。

3) 主な従事プロジェクト（指定様式）

今まで従事したプロジェクト・業務のうち応募するポストに関連すると考えるポストについて、プロジェクトの名称、従事期間、役割の名称、主な業務内容を1プロジェクト当たり A4 判 1 ページ以内で最大 3 件まで、2)と同じファイルに記載してください。

4) 研究、執筆、講演、国際会議などへの出席の実績（指定様式）

指定様式を使用して、論文、著作、講演（授業）、国際会議への登壇などの実績を2)と同じファイルに記載してください。

5) 課題論文（指定様式）

指定様式を使用して、別紙 2 専門論文課題に記載のテーマで、課題論文を Word ファイルか PDF ファイルで作成・提出してください。(3 ページ以内) ファイル名は「課題論文(応募分野名_氏名)(応募年月日).docx(もしくはpdf)」として下さい。

※複数分野に応募される場合は分野毎に一つ提出してください。

6) 英語力証明書

10 年以内に発給された証明書を PDF ファイルにして、上記(1)の「応募手順」に従って PARTNER からの Web 応募時に添付してください。複数の証明書をお持ちの場合でも、提出は 1 ファイルに纏めてください。(ファイル名、電子メール件名ともにタイトルは「2024 年 国際協力専門員募集：応募分野名 英語力証明書」として下さい)。

※1. 直近 10 年以内の証明書をお持ちでない方、もしくは、語学試験の結果が 11 月 22 日までに入手できない方は、「語学証明代替」資料を応募の際に提出してください。「語学証明代替」の様式は不問で、英語を常用する組織での勤務経験、英語圏の大学院での研究実績など、「英語で業務を行っていた」ことを、A4 で 1 枚程度にお纏めください。(ファイル名は「2024 年 国際協力専門員募集：応募分野名 英語証明代替」として下さい)。

※2. 英語以外の他の言語についても、証明書をお持ちであれば、業務内容によっては選考で考慮する場合がありますので、上記(1)の「応募手順」に従って PARTNER からの Web 応募時に添付してください。

※3. 複数分野に応募される場合も提出は 1 つで結構です。

7) 業務実績等を客観的に示す資料(提出任意)

様式不問。1 ファイルのみ受け付けます。資料を PDF ファイルにして、上記(1)の「応募手順」に従って PARTNER からの Web 応募時に添付してください。ファイル名は「任意業務実績(応募分野名_氏名)(応募年月日).pdf」として下さい。
※本資料は、各種表彰状(JICA 理事長表彰、外務大臣表彰など)の写しや、応募者の業績をよく知る第三者からの推薦文等が想定されます。表彰状の写しを提出する場合は、当該表彰の制度・概要の説明、表彰対象となった業績の説明を添付してください。また、第三者からの推薦文は、具体的な業績、実績に言及したものとしてください。

8) 健康に関する質問票

指定様式(JICA ホームページからダウンロードできます)で提出での提出が必要です。まず指定様式を印刷し、手書きで記載・署名をしたものを PDF に変換して、提出をして下さい。ファイル名は「健康(応募分野名_氏名)(応募年月日).pdf」として下さい。

※健康に関する質問票の提出後、JICA の判断により既往歴についての主治医の診断書の提出を求めることがあります。その際の診察費用・診断書費用はご負担ください。

<PARTNER の Web 応募画面の備考欄の書き方>

PARTNER で応募する際に、備考欄に以下の情報を記載してください。

- 1) 備考欄の冒頭に「1. 国際協力専門員 2024 年募集：応募分野名」を記載してください。
- 2) その下に、本募集情報をどこで知ったのかを記載して下さい（「2. PARTNER 定期電子メール/募集分野担当部署からの情報提供」等）。

3) 採用希望日

専門員の採用（勤務開始）は 2025 年 4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日のうち JICA が指定する日となります。現在の職務の関係等、募集要項で指定する採用日に勤務を開始することが難しい方は、勤務開始希望月と理由（簡潔にお願いします。）を記載して下さい。

（例：「3. 採用（/希望）日：2025 年●月 1 日。現在従事中のプロジェクトの終了後の採用を希望」。）

※応募・選考に必要なとなる語学試験受験料、健康診断書作成費用、旅費等の一切の経費は支給しません。

※応募書類は返却いたしません。

§ 5. 選考日程

応募〆切 11月22日（金）正午（日本時間）

提出していただいた書類を確認し、不足する書類があれば、期日を指定し提出を依頼します。



書類・論文選考 11月下旬～12月中旬

応募時に提出いただいた志望動機・履歴書・専門論文などの提出書類を元に選考を行います。



※書類・論文選考結果は、12月13日（金）頃までに登録頂いた電子メールアドレス宛てに通知します。同時に、面接選考の日時も通知します。

面接試験 2025年1月中旬～下旬

人物、専門性、経験等について、面接を通じて総合的に判断をします。



※論文選考に合格された方には、面接試験実施日時を JICA が指定します（電子メールによりお知らせします。1月13日（月）～24日（金）10:00～19:00を予定しています。）。

原則として JICA 本部にお越し頂いての対面による面接ですが、海外赴任中など、ご事情に応じてオンライン面接となる可能性もあります。その場合は事前に通知いたします。

試験場所：JICA 本部（千代田区二番町 5-25 二番町センタービル）
面接時間：一人 30分～40分程度

最終合否通知 1月末

合否は2025年1月31日（金）頃までに電子メールにて通知します

※合否の理由はお伝えしていません。また、選考・試験の内容についてのご照会にはお答えできません。

§ 6. 契約・待遇

1 契約期間

最初の契約は勤務開始日から 1 年間となります。その後は、直近の業績を踏まえ、JICA と本人双方が合意した場合に限り、1 年毎に契約を更新します。最長契約年数は 5 年です。

ポストによっては 5 年間未満の期間を予定していることもあります。別紙 1 募集概要に記載されていますので、ご確認ください。

契約開始日は 2025 年 4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日、勤務開始日は契約開始日を含めた最初の平日となります。前職の関係等からやむを得ず指定する契約開始日以外とする必要がある場合には、応募時あるいはその可能性が分かり次第ご連絡下さい。(契約開始日をずらした場合でも、契約開始日は、各月の 1 日となります。)

2 勤務条件

(1) 勤務場所（採用時予定）

JICA 本部（東京都千代田区二番町 5-25 もしくは、千代田区大手町 1-4-1：配属部署により変わります。）

※海外あるいは国内への出張もあり、加えて、JICA 専門家等として、開発途上国に一定期間派遣される場合もあります。(JICA 専門家は、開発途上国政府の指示に基づき業務を行います。)

(2) 勤務日数

常勤（週 5 日）を基本とします。非常勤ポストは、本募集要項の別紙 1 の募集概要にその旨を記載しています。

(3) 報酬

① 月額基本給

それぞれの専門員ポストごとに指定した業務格付により、月額基本給を支給します。非常勤の場合は、勤務日数に応じた割合で支給します（週 3 日勤務の場合、常勤の賞与を含む年収相当額の 5 分の 3 の額を 12 ヶ月で分割して支給するなど）。

※【月額基本給例：常勤】S 格（9 号）：650,000 円程度、A 格（8 号）：600,000 円程度、B 格（7 号）：550,000 円程度

② 手当

特別都市手当、超過勤務手当、通勤手当、賞与を支給します。また、賞与額は、前年度の専門員個人毎の業績評価により、最大±10%変動します。

※賞与基準日（6 月 1 日及び 12 月 1 日）の在籍者を対象とし、支給額は支給対象期間の在籍月数等により変動します。2024 年度の賞与支給月数（見込み）は、4. 5 月です。人事院勧告により賞与支給月数は増減します。

③ その他

退職手当等の他の手当ではありません。

(4) 休日・休暇

土日、祝日、年末年始、年次有給休暇（年度開始 4 月 1 日からの契約の常勤の場合、初年度 20 日）、夏季休暇など。非常勤の場合は、勤務日数に応じ、JICA の規程に基づき付与します。

(5) 勤務時間、勤務形態

標準の勤務時間は 9:30～17:45 です（昼休 12:30～13:15）。勤務時間のシフト制、業務の内容や状態にあわせて在宅勤務（上限日数あり）を行うことも可能です。

(6) 兼業

国際協力専門員としての契約期間中に兼業を希望する場合には、応募前に問合せ先の電子メールアドレス宛に以下の内容を記載してご相談下さい。兼業は、JICA との契約の勤務時間以外に行っていただく必要があります。また JICA と利害関係の発生のおそれがなく、JICA の事業・組織運営に悪影響を与えない等の条件を満たす必要があります。

（記載内容）1) 兼業先の名称・事業概要や営利目的の有無、2) 契約形態・期間、業務内容と責任の程度、3) 報酬の有無・金額、勤務時間、4) 兼業が JICA・国際協力専門員業務に与える影響の有無、5) 兼業を必要とする理由

(7) 福利厚生

社会保険あり（雇用保険、労災、健康保険、厚生年金）。非常勤の場合は契約に定められた勤務日数に応じて提供します。

3 海外業務の諸手当

JICA の規程に基づき出張旅費を支給します。

§ 7. 面接試験会場、問い合わせ先

■国際協力機構(JICA)本部（面接試験会場）



〒102-8012 東京都千代田区二番町 5-25 二番町センタービル

JICA 人事部 開発協力人材室

【問合せ先】 専門員募集選考担当（武村、稲村、戸部）

E-mail : senioradvisor@jica.go.jp

電話 : 03-5226-9303 ※受付時間 9 : 30~17 : 45 (昼休 12:30~13:15)

お問い合わせは、原則、上記電子メールアドレス宛にお願いします（件名には「専門員公募に関する問合せ」とご記入ください）。お問い合わせの内容やお問い合わせが立て込む等により、お返事に数日以上かかる場合がありますので、お早めにお問い合わせ下さい。

別紙 1 募集概要：業務内容・追加応募資格

01. 公共財政管理／税務	格付：A(8号)	最長更新年数：5年 (最長5年間まで)
主な業務内容や資格・経験		
<p>【募集・業務の背景】</p> <p>公共財政・金融システムが健全に機能し、国民経済のリソースを適切に配分することは、経済社会が発展する上で極めて重要であり、他の開発課題の課題を解決し、成果の持続性を担保していく前提条件の一つである。また、公共財政管理・金融システムは、国家が過度に特定の国に政治的・経済的に依存することなく、自立性を維持する上で重要であるものの、多くの途上国では歳入基盤が脆弱な上、歳出管理における開発計画との整合性や規律性・持続性が不十分であり、それらの克服が重要な課題である。さらに、コロナ禍以降、多くの途上国の重債務傾向、SDGs 達成への資金ギャップが拡大といった課題が顕在化し、国内資源動員が一層重要となっている。</p> <p>JICA は公共財政・金融のグローバル・アジェンダ³において、公共財政については、適正かつ公平な徴税及び賦課に関する能力向上、資源収入管理に関する能力向上等による歳入基盤の強化や、公共投資管理の能力向上により、財政規律と資源の戦略的配分を図ること、債務管理能力の向上や内部監査を通じた財政の規律性・持続性の強化を図ることにより、資金を効果的に配分し開発政策を具現化できる公共財政管理を目指す、としている。特に、税務行政に関する組織・人材・制度に関する支援を通じた歳入基盤の強化を図るとともに、それぞれの国の発展段階や税務行政上の課題に応じ、税務行政に関する組織・人材・制度に関する支援を進めることが喫緊の課題と認識されている。</p> <p>本募集専門員には、IMF や世銀をはじめとする国際機関やドナーとの連携も視野に入れつつ、国際潮流や支援対象国の現状を踏まえた同分野の効果的な協力シナリオの企画・運営・改善に係る専門的貢献、体系化、対外発信が期待される。</p> <p>【現在想定される主な業務内容】</p> <p>公共財政管理分野について、特に開発途上国の歳入強化に資する税務行政の観点から、高度な専門性と豊富な国内外の実務経験、学術経験を基に以下の業務に対し助言・参画いただきます。加えて、経済活動の高度化（DX 化対応を含む）や国際課税の在り方等の潮流を踏まえた支援の推進とその成果等を内外に積極的に発表する役割などを担っていただくことを予定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際潮流、国内潮流、協力対象途上国の動向にかかる情報収集・分析や、国内外関係機関との調整、ネットワーク構築、その結果の JICA 事業・組織への反映 ・ JICA の協力量針の策定/見直し ・ 各案件の形成・調査・実施管理・モニタリング評価等（本邦研修の講師・コースリーダー業務も含む） ・ 国内外の開発に関する知見の蓄積・JICA 内への共有・国際会議などでの登壇を含め国内外への発信 		

³ [公共財政・金融システム | 事業について - JICA](#)

- ・ JICA 内外の人材育成（講師業務も含む）

【共通応募資格以外で望まれる資格・経験】

- ・ 「必須」 JICA あるいは国際機関の公共財政管理/税務の分野の事業において、専門家・コンサルタント等としての豊富な経験を有すること。
- ・ 国内外において、中央政府機関ないし地方公共団体の財政実務に携わった経験を有していることが望ましい。
- ・ グローバルなレベルでの連携と知見の発信が期待されるため、国際機関との連携等の経験を有していることが望ましい。

02. ガバナンス（行政）	格付：A 格	最長更新年数：5 年 （最長 5 年間まで）
主な業務内容や資格・経験		
<p>【募集・業務の背景】</p> <p>適切なガバナンスは、一人ひとりの権利が保障され、人々が安心して経済社会活動に従事し、社会が公正かつ安定的に運営されるために不可欠の要素であるとともに、格差の是正を始め、公正で包摂的な社会の実現を含む「質の高い成長」の前提をなすものである。JICA は、その課題別戦略（グローバル・アジェンダ）「ガバナンス」⁴で、人身や言論の自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値が実現し、一人一人の国民が人間として尊重され、幸福である社会を目指し、こうした理念の実現に寄与する民主的かつ包摂的なガバナンスの強化を支援するとしている。</p> <p>なかでも、「公務員および公共人材の能力強化」はグローバル・アジェンダ中の重点領域と位置づけられており、能力強化を通じて、行政への住民の信頼を醸成し、行政の効率性のみならず、透明性、公正性、包摂性の向上を目指すこととしている。</p> <p>特に近年、行政分野の支援領域は広がっており、従来からの行政運営の能力強化（中央・地方）に加え、公務員制度の運用の改善（中央・地方）や幹部公務員を含む中央レベルや地方部の発展に資するリーダーとして活躍が期待される公共人材の育成ニーズが高まっている。また、今後に向けて、行政と民間、住民の新たな協力関係の追求、さらには行政部門におけるデジタル技術の導入のみならず、その安全な活用など新たなニーズ・課題の萌芽が見られ、上記の公共人材の育成においてもこれら諸点を意識していく必要性も高い。 </p> <p>本募集専門員には、特に、公務員制度の運用の改善や、幹部公務員を含む公共人材育成等における案件発掘・形成に加え、実施監理への専門的見地からの専門的・技術的貢献を行いつつ、行政分野支援における経験・知見の体系化、対外発信が期待される。</p> <p>【現在想定される主な業務内容】</p> <p>行政分野に関する国際協力経験及び学術経験をもとに以下の事項を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内外の潮流、協力対象途上国の動向にかかる情報収集・分析と、それらを踏まえた JICA グローバル・アジェンダの牽引、国内外に向けた情報発信、関係機関との調整、人的ネットワーク構築 ・JICA が実施するプログラム形成、個別案件の形成・調査・実施監理・モニタリング・評価・フィードバック・フォローアップへの助言/参画 ・JICA 内のナレッジマネジメントの牽引 ・本邦研修の講師・コースリーダー業務 ・JICA 内外の人材育成への助言/参画（講師業務も含む） <p>【共通応募資格以外で望まれる資格・経験】</p>		

⁴ [ガバナンス | 事業について - JICA](#)

- ・「必須」日本国内・海外において行政分野、特に公務員制度、公的部門のリーダー育成等に関し、行政機関の職員、JICA・国際機関専門家、コンサルタント等としての豊富な経験を有すること。
- ・行政学、公共政策学もしくは関連する分野の学位を取得していること。
- ・国際機関での勤務、国際機関によるプロジェクトなどへの参加・助言等の経験を有していることが望ましい。

03. 農業・農村開発（レジリエンス・灌漑）	格付：A(8号)	最長更新年数：5年 (最長5年間まで)
主な業務内容や資格・経験		
<p>【募集・業務の背景】</p> <p>近年は熱波や干ばつ、豪雨といった極端現象の発生頻度が高まり、開発途上国では食料の安定生産・供給、また農民の生計・収入確保へのリスクが顕著に高まっている。JICAは、グローバル・アジェンダ（農業・農村開発）⁵に基づき、気候変動に適応した安定的な農業生産の推進に向けて、参加型灌漑開発・水資源の効率的な利用、農業保険の導入、デジタル技術や先進技術の導入の検討を進めつつある。特にこれまで停滞しているアフリカの灌漑開発を加速するために、農民参加型小規模灌漑の一つである地域密着型灌漑（COBSI）のアフリカ域内での普及を目指している。</p> <p>今回募集する専門員には、農業・農村開発分野における灌漑開発等を通じた気候変動対策・レジリエンス向上に向けて専門的・技術的助言を行うとともに、知見の体系化、対外発信、ネットワーク構築、プログラム形成・事業実施への貢献が期待される。</p> <p>【現在想定される主な業務内容】</p> <p>農業・農村開発分野のうち、特にアフリカにおける灌漑開発（農民参加型灌漑管理を含む）を中心とした気候変動対策・レジリエンス向上に関する国際協力経験及び学術経験をもとに部門長などとともに以下の事項を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 灌漑開発を中心とした気候変動対策・レジリエンス向上に向けた JICA の協力方針の検討・具体化の際の専門的・技術的視点からの牽引 ・ COBSI のアフリカ域内での展開の牽引 ・ プログラム、プロジェクトの形成・調査・実施監理・モニタリング・評価・フィードバック・フォローアップへの助言/参画（本邦研修の講師・コースリーダー業務も含む） ・ 国際潮流、国内潮流、協力対象となる開発途上国の動向にかかる情報収集・分析を踏まえたグローバル・アジェンダ・ナレッジマネジメントの牽引 ・ 国際会議への登壇や国際的なイニシアティブにおける国内外関係機関との調整を含む情報発信、関係機関との調整、ネットワーク構築 ・ JICA 内外の人材育成への助言/参画（講師業務も含む） <p>【共通応募資格以外で望まれる資格・経験】</p> <p>「必須」JICA あるいは国際機関の農業・農村開発分野の協力、特に灌漑開発（農民参加型灌漑管理を含む）を中心とした気候変動対策・レジリエンス向上に資する取組に関する専門家・コンサルタント等としての豊富な経験を有すること。</p>		

⁵ [農業開発／農村開発 | 事業について - JICA](#)

04. 水質・水環境改善①	格付：A(8号)	最長更新年数：5年
主な業務内容や資格・経験		
<p>【募集・業務の背景】</p> <p>途上国では、経済発展や工業化、急激な都市化の進展や人口集中等に伴い、環境汚染や環境質の劣化が顕在化し、貧困層など社会的弱者ほど深刻な被害を受けています。適切に処理されていない生活排水や産業廃水の放流は、河川、湖沼、地下水、沿岸海域及び流域全体の水質、水環境の悪化を招き、水生生物死滅、有害物質による魚介類汚染や赤潮による漁業被害、土壌汚染などを生じさせ、健康被害も生じています。</p> <p>JICAはグローバル・アジェンダ「環境管理～JICA クリーン・シティ・イニシアティブ～(JCGI)」⁶により健全な環境質で人々の健康と生活環境を実現する持続可能な社会の構築に貢献し、「きれいな街」実現に向け2030年までに50カ国、5億人裨益を目指し、クラスター「環境規制及び汚染対策の適正化を通じた健全な環境質の実現」⁷で汚染の未然防止を図り、汚染状況と発生源を科学的に把握し、規制主体の行政機関の能力強化と汚水処理事業等対策の運営主体の施設整備と能力強化に取り組みます。国際協力専門員は、水質・水環境改善の取り組み牽引と国内外への発信が期待されます。</p> <p>【現在想定される主な業務内容】</p> <p>水質・水環境改善分野における特に高度な専門性と豊富な国内外の実務経験、学術経験を基に、JICAが実施する事業に対して助言・参画します。またグローバル・アジェンダの牽引も含め日本内外の開発に関する知見の蓄積・JICA内への共有・国際会議などでの登壇を含め日本内外への発信を行います。さらに、様々な研修での講師など日本内外の開発協力人材の育成に取り組みます。本ポストでは、JCGI推進の観点で他ドナー、産官学と連携し、以下の業務に積極的に取り組んで頂くことを期待しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プログラム・案件の形成・調査・実施監理・モニタリング・評価への助言／参画 ・国際的イニシアティブの企画、パートナーとの調整、人的ネットワーク構築 ・横断的重要課題の推進：イノベーション・DX、気候変動対策とのコベネフィット推進、科学的知見に基づいた環境管理の向上、目標・指標等モニタリング枠組強化 <p>【共通応募資格以外で望まれる資格・経験】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「必須」JICAあるいは国際機関の環境管理、特に水質・水環境改善分野の調査、技術移転等を専門家・コンサルタント等として実施した豊富な経験を有すること。 ・国際機関での勤務、国際機関による途上国での開発プロジェクトなどへの参加・助言等の経験を有していることが望ましい。 		

⁶ [環境管理 | 事業について - JICA](#)

⁷ [クラスター事業戦略「環境規制及び汚染対策の適正化を通じた健全な環境質の実現」](#)

04. 水質・水環境改善②	格付： B(7号)	最長更新年数：5年 (最長5年間まで)
主な業務内容や資格・経験		
<p>【募集・業務の背景】</p> <p>途上国では、経済発展や工業化、急激な都市化の進展や人口集中等に伴い、環境汚染や環境質の劣化が顕在化し、貧困層など社会的弱者ほど深刻な被害を受けています。適切に処理されていない生活排水や産業廃水の放流は、河川、湖沼、地下水、沿岸海域及び流域全体の水質、水環境の悪化を招き、水生生物死滅、有害物質による魚介類汚染や赤潮による漁業被害、土壌汚染などを生じさせ、健康被害も生じています。</p> <p>JICAはグローバル・アジェンダ「環境管理～JICAクリーン・シティ・イニシアティブ～(JCCI)」⁸により健全な環境質で人々の健康と生活環境を実現する持続可能な社会の構築に貢献し、「きれいな街」実現に向け2030年までに50カ国、5億人裨益を目指し、クラスター「環境規制及び汚染対策の適正化を通じた健全な環境質の実現」⁹で汚染の未然防止を図り、汚染状況と発生源を科学的に把握し、規制主体の行政機関の能力強化と汚水処理事業等対策の運営主体の施設整備と能力強化に取り組みます。国際協力専門員は、水質・水環境改善の取り組み牽引と国内外への発信が期待されます。</p> <p>【現在想定される主な業務内容】</p> <p>水質・水環境分野における特に高度な専門性と豊富な国内外の実務経験、学術経験を基に、JICAが実施する事業に対して助言・参画します。また、グローバル・アジェンダへの参画を含め日本内外の開発に関する知見の蓄積・JICA内への共有を行います。さらに様々な研修での講師など日本内外の開発協力人材の育成に取り組みます。</p> <p>本ポストでは、JCCI推進の観点で他ドナー、産官学と連携し、以下の業務に積極的に取り組んで頂くことを期待しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プログラム・案件の形成・調査・実施監理・モニタリング・評価への助言／参画 ・横断的重要課題の推進：イノベーション・DX、気候変動対策とのコベネフィット推進、科学的知見に基づいた環境管理の向上、目標・指標等モニタリング枠組強化 <p>【共通応募資格以外で望まれる資格・経験】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「必須」JICAあるいは国際機関の環境管理分野、特に水質・水環境改善分野の調査、技術移転等を、専門家・コンサルタント等として実施した豊富な経験を有すること。 ・国際機関での勤務、国際機関による途上国での開発プロジェクトなどへの参加・助言等の経験を有していることが望ましい。 		

⁸ [環境管理 | 事業について - JICA](#)

⁹ [クラスター事業戦略「環境規制及び汚染対策の適正化を通じた健全な環境質の実現」](#)

05. 無償資金協力（土木）	格付：A(8号)	最長更新年数：5年 (最長5年間まで)
主な業務内容や資格・経験		
<p>【募集・業務の背景】</p> <p>無償資金協力事業の土木分野では、道路・橋梁、港湾・空港などの運輸交通、上下水道、灌漑・漁港などの農業・農村開発、激甚化する自然災害に対する防災設備など基礎生活分野の協力を実施しています。¹⁰これら土木施設の設計・施工にあたっては、日本の協力が開発途上国における質の高いインフラ整備に役立ち、安全・安心で持続可能な社会の実現に貢献することを目指しています。</p> <p>今般募集の国際協力専門員は、JICAの内部人材として、無償資金協力事業の案件形成・調査・実施・評価などに取り組むと共に、それら知見や教訓、改善の発信、無償資金協力事業に関わるJICA内外の人材育成を担うことが期待されています。</p> <p>【現在想定される主な業務内容】</p> <p>土木分野における高度な専門性と豊富な国内外の実務経験、学術経験等を基に、JICA事業に対して助言・参画すると共に、知見の蓄積及びJICA内外への発信、開発協力人材の育成に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ JICA が実施する各種プログラムにおける無償資金協力事業案件の形成、個別案件の形成・調査、実施監理、モニタリング・評価、フォローアップへの助言/参画 ・ 建設会社や設計・施工監理コンサルタントでの勤務を通じて得た知見や、土木学会・有識者・建設会社等とのネットワーク構築と意見交換を通じて得た知見に基づく無償資金協力の制度の見直しに向けた助言 ・ 実施中の土木分野の無償金協力事業の案件の品質管理/安全管理にかかる技術的助言 ・ JICA 内で使用する執務参考資料等の改善・改定に対する技術的助言 ・ 過去の類似事例を収集・分析して、今後の類似案件に向けた教訓整理に係る技術的支援及びその成果の JICA 内外への情報発信 ・ 途上国関係者に対する日本の工事安全文化の発信及び工事安全にかかる情報収集・分析 ・ 中堅・中小を含む建設企業の無償事業へのより一層の参画を促すための業界・企業への情報発信 ・ JICA 内外の人材育成への助言、参画 <p>【共通応募資格以外で望まれる資格・経験】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「必須」 JICA あるいは国際機関の土木インフラ整備事業において、行政機関関係者、専門家・コンサルタント、施工会社技術者等としての豊富な経験を有すること。 ・ 海外での施工管（監）理あるいはそれに相当する経験を有することが望ましい。 ・ 当該分野に関連する技術士、品質管理、安全管理に関する関連資格を有することが望ましい。 		

¹⁰ [無償資金協力 | 事業について - JICA](#)

06. 有償資金協力（道路・橋梁）	格付：A(8号)	最長更新年数：5年 (最長5年間まで)
主な業務内容や資格・経験		
<p>【募集・業務の背景】</p> <p>日本政府による質の高いインフラ輸出促進に係る政策を推進する上で、円借款を活用した大型インフラ事業の推進は必須である。特に道路・橋梁セクターなどの運輸・交通インフラについては、従来から円借款による重点支援分野であり、各国からの多くの要請が恒常的にあげられてくる分野となっている。¹¹JICA はこれらニーズに対応するため同セクターにおける技術審査等の能力拡充が求められており、具体的には新規の円借款候補事業にかかる計画から実施まで、対象案件の技術的（調査・計画・設計・積算等）側面からの妥当性確認を適切に行う体制の強化が求められている。また、本邦企業の優位な技術を事業の中で効果的に適用し、途上国における質の高いインフラの構築に資することが求められている。</p> <p>これに加え、かかる技術的検討に資するための技術情報や積算にかかる知識やノウハウの蓄積に JICA は取り組んでいるところ、こうした取り組みを一層推し進めていく必要がある。</p> <p>【現在想定される主な業務内容】</p> <p>道路・橋梁分野に関する特に高度な国際協力経験及び学術経験をもとに以下の事項を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規円借款事業の技術審査実施（協力準備調査の技術面での品質管理、F/F (Fact Finding) ・審査ミッション等への参画、技術面に係る審査結果取りまとめ等） ・有償勘定技術支援による詳細設計業務の技術面での品質管理 ・既往円借款事業の実施監理における関係地域部・事務所の要請に応じた技術的見地からのサポート提供 ・インフラ技術業務部内の他の技術審査担当者（道路・橋梁等）に対する技術審査手法に関する知見共有・助言 ・質の高いインフラ輸出への貢献に向けた土木分野（特に道路・橋梁）に係る技術情報の蓄積・取りまとめ、新規事業に活用するに際しての助言 <p>【共通応募資格以外で望まれる資格・経験】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「必須」国内外の道路・橋梁の分野で、発注者に属する技術者、もしくは JICA 専門家・コンサルタント等としての豊富な経験を有すること。 ・土木分野（特に道路・橋梁）の修士号以上、技術士（建設）、土木施工管理技士等を保有していることが望ましい。 		

¹¹ [有償資金協力 | 事業について - JICA](#)

07. 有償資金協力（国際契約管理）	格付：A(8号)	最長更新年数：5年 (最長5年間まで)
主な業務内容や資格・経験		
<p>【募集・業務の背景】</p> <p>JICAは、円借款事業において、コンサルタント雇用と資機材・役務の調達借入人・実施機関により適切に実施され、事業が円滑に実施されるよう、調達ガイドライン（世銀やADB等他ドナーの調達ルールも参考）及び標準入札書類（国際的な契約約款であるFIDICの契約約款を主に活用）を整備し、借入人・実施機関による調達手続きの確認・同意を行っています。また、円借款案件監理の一環として、調達後に問題が発生した際は、実施機関と請負者間の契約に基づく適切な対応を促す立場にあります。</p> <p>このような調達監理と契約に基づく案件監理のためには、国際調達による海外のインフラ建設事業等における調達手続きと契約管理に深い知見を有する内部人材による十分な助言が必要とされています。また、この分野における他ドナーの動向や最新の潮流について継続的に情報収集を行い、円借款事業の案件形成や案件監理に有益な知見を取りまとめ、JICA内部にフィードバックし、JICAとしての知見の蓄積に貢献すること、さらに円借款事業の実施機関やコンサルタント等業界関係者の理解・意識を醸成していくことも期待されています。</p> <p>【現在想定される主な業務内容】</p> <p>国際調達監理・契約管理の分野における特に高度な専門性と豊富な実務経験を基に、円借款事業に対して助言します。また、同分野に関する知見の蓄積・JICA内への共有・国際会議等での登壇を含め日本内外への発信を行います。さらに、様々な研修での講師等日本内外の開発協力人材の育成に取り組みます。具体的には以下を予定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・円借款事業の調達監理業務及び案件監理業務における専門的見地からの助言 ・新規円借款事業の案件形成段階における専門的見地からの助言（想定される適切な調達方式・調達方法・契約形態の選択等） ・円借款事業の調達監理に関する制度改善、標準入札書類ならびに執務参考資料等作成に対する専門的見地からの助言 ・国際調達・契約における他ドナーの動向やFIDIC等における最新の潮流に関する情報収集とJICA内部へのフィードバック ・円借款事業の実施機関やコンサルタント等業界関係者に対するセミナー等の企画及び登壇 <p>【共通応募資格以外で望まれる資格・経験】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「必須」国際調達による海外のインフラ整備事業等における調達監理・契約管理に関連する実務経験を15年以上有すること。 ・国際機関での勤務、JICAや国際開発金融機関による資金協力プロジェクト等への参加・助言等の経験を有していることが望ましい。 		

08. 海外投融資	格付：A(8号)	最長更新年数：5年 (最長5年間まで)
主な業務内容や資格・経験		
<p>【募集・業務の背景】</p> <p>近年、開発途上国における経済・社会開発において、民間セクターの役割の重要性が高まっており、国際開発金融機関や他開発金融機関とともに、JICAでは、民間セクター向けの支援を大幅に強化している。¹²2023年6月に改定された開発協力大綱でも、民間セクターとの連携、民間資金動員を一層強化していくことが謳われている。</p> <p>特に、質の高いインフラ整備、貧困削減、気候変動対策などの分野で開発効果の高い事業を行う民間企業に対して融資（プロジェクト・ファイナンス、コーポレート・ローン、バンク・ローン等）や出資（事業会社向け出資、ファンド向け投資等）の形態で支援を行う海外投融資業務を拡大する方針であり、民間連携事業部における案件組成・案件監理体制やJICA全体の海外投融資業務実施体制の更なる強化が必要となっている。</p> <p>【現在想定される主な業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海外投融資業務の戦略策定やプロセス最適化等に対する助言 ・ 海外投融資業務の商品開発・拡充に対する助言 ・ 海外投融資事業の案件組成と案件監理に対する助言 ・ 出融資先等の信用力審査、実態把握にかかる助言 ・ 国際開発金融機関、他開発金融機関とJICAの業務提携の促進に係る助言 ・ JICA内外の金融人材育成への助言/参画 <p>(注) 海外出張を依頼する場合あり。</p> <p>【共通応募資格以外で望まれる資格・経験】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「必須」 関連分野実務経験15年以上 ・ 「必須」 民間投融資事業の案件組成・案件監理の経験を有すること。 ・ 「必須」 国際開発金融機関等における民間投融資事業の案件組成・案件監理の経験、もしくは、国際開発金融機関等との協調案件での民間投融資事業の案件組成・案件監理の経験を有すること。 ・ PPP事業の組成・監理に係る業務経験があれば望ましい。 		

¹² [海外投融資 | 事業について - JICA](#)

別紙2 「専門分野論文課題」一覧

指定の様式に質問文をコピーし、その下に回答文を記載してください。回答文は3ページ以内としてください。(複数の設問がある場合も、合計3ページ以内としてください。)

01. 公共財政管理／税務

質問1：開発途上国の国内資源動員・財政基盤の強化を巡る状況について歴史的な考察・ご自身の評価を述べた上で、昨今の国際潮流や日本の経験を踏まえて、適切な公共財政管理及び財政基盤強化の観点から見た開発途上国向け税務分野支援の今日的意義や求められる支援のあり方についてご自身の考えを論じてください。

質問2：開発途上国の税制、税務行政の現状及び課題に対し、当該分野を取り巻く国際場裏での議論や他ドナー・国際機関が進める協力アプローチを踏まえた連携も考慮しつつ、日本が支援する付加価値や優位性・制約を整理したうえで JICA としてどのような支援を行うべきか、また、ご自身がそこにどのような付加価値を加味することが可能かご説明下さい。

02. ガバナンス（行政）

質問1：開発途上国におけるガバナンス支援の変遷について歴史的な考察・ご自身の評価を述べた上で、昨今の国際潮流や日本の経験を踏まえて、ガバナンス強化の観点から開発途上国の行政分野支援の意義や支援のあり方についてご自身の考えを論じてください。

質問2：公務員制度の運用の改善（中央・地方）や幹部公務員等を含む中央レベルや地方部の発展に資するリーダーとして活躍が期待される公共人材の育成に関し、開発途上国が置かれている状況や課題を分析した上で、これまでのご自身の経験や日本の知見・経験を踏まえて、JICA が進めるべき具体的な協力・アプローチとその際の留意点を述べてください。

(複数の設問ないしは、複数の課題の中から1つの課題を選ぶ形式の設問を設定することは可能ですが、回答の分量は、合計でA4 3ページ以内としてください。)

03. 農業・農村開発（レジリエンス・灌漑）

質問：開発途上国、特にアフリカにおける農業・農村開発分野での気候変動対策の推進に向けて、国際的な議論や動向などを踏まえて JICA を含む援助機関に期待される役割につき、具体的に論じてください。加えて、特に高い可能性を有すると思われる技術・取組を複数挙げ、その理由を専門的・技術的な視点から自らの考えを論じて下さい。

また、気候変動適応策の一つとして灌漑開発の推進が挙げられますが、アフリカにおける灌漑開発の推進上の制約要因は何か、そしてそのような制約がある中で灌漑開発を推進していくためにどのような方策を取るべきか、政策・制度面、技術面から論じてください。

04. 水質・水環境改善（A 格付、B 格付共通）

1. 必須問題

質問文：適切な処理がなされていない生活排水や産業廃水は、都市衛生の悪化に加え、河川、湖沼、地下水、沿岸海域（特に閉鎖性海域）及び流域全体での水質悪化を招き、様々な問題を引き起こします。このような問題が発生している途上国に対して、技術協力及び資金協力等を通じて国際協力を行う JICA はいかなる対応方針、アプローチでこれら課題に取り組むべきか、具体例なども交え、考えを述べてください。

2. 選択問題

（1）水質汚濁対策、流域水環境の改善を行うにあたり、全国レベルの方針・制度の整備を担う環境省等の中央政府、各都市レベルで実施を担う地方自治体の双方が機能することが重要ですが、途上国においては、環境基準や排出規制の設定及び執行にかかる能力が不足しています。この状況を改善するために JICA はいかなる協力が可能か、考えを述べてください。

（2）実効性ある水質汚濁対策や水環境の改善には、行政、市民、企業等関係者間の協働が重要となります。しかし、途上国においては脆弱な体制のため、容易に対策を進めることが出来ず、行政、市民や企業に対して能力強化も必要となりますが、いかに能力強化を行い、水環境の改善を進めるか、具体的な協力事例を用いつつ、協力の在り方、進め方につき、考えを述べてください。

05. 無償資金協力（土木）

以下から1問を選択して回答して下さい。回答分量内であれば図表・写真等を使用しても構いません。

（1）開発途上国におけるインフラ開発事業においては、相手国において初めて建設されるような規模や技術を伴う事例が少なくありません。また、相手国側の実施体制、予算、技術力が十分でなく制約を伴うこと、先方負担事項の遅れにより事業着手や進捗に遅れが発生することも多々あります。このような事情を踏まえ、円滑な事業実施のために、案件形成や調査の過程において相手国側と協議・合意しておくべきと思われる事項について、あなたの経験を踏まえ、プロジェクトマネジメントの見地から意見を述べてください。

（2）我が国の無償資金協力事業は相手国政府から高い品質が期待されています。一方で、「時間がかかる」、「建設コストが高い」などの指摘もあります。これらの指摘を踏まえたうえで、我が国の無償資金協力事業を実施すべき意義、魅力ある無償資金協力事業の在り方などについてあなたの意見を述べてください。説明にあたっては、あなたがこれまでに開発途上国で経験したインフラ整備事業において、工期短縮やコスト縮減に有効だった工法、手法、対策などの事例も適宜含めてください。

06. 有償資金協力（道路・橋梁）

道路・橋梁分野の円借款事業において本邦企業の優位な技術を効果的に適用し、質の高いインフラ輸出促進に貢献することが求められています。

道路・橋梁分野において本邦企業が優位性を有する主な技術を列挙したうえで、そのうち一つの技術（工法、製品）について、円借款事業への導入に際して留意すべき観点、例えば、コスト、工期、施工難易度、供用開始後の維持管理等を踏まえ、他の技術に対する優位性について述べてください。

07. 有償資金協力（国際契約管理）

円借款案件の形成過程では、開発途上国の政府機関である実施機関から JICA に対して以下のような要望が寄せられることが多くあります。

- ① 当該国で過去に実施された類似の民間インフラ整備案件（商業銀行融資等によるプロジェクトファイナンスベース）では FIDIC Silver Book を適用したので、公共事業となる円借款案件でも同様に FIDIC Silver Book を適用したい。
- ② 上記①に加え、実施機関は円借款を活用した経験はほとんどないものの、十分な技術的能力を有する技術者が多数いるため、施工監理・契約管理は実施機関が担い、円借款コンサルタントを雇用する必要はない。また、コントラクターが施工上のリスクを全て負うため係争（dispute）は発生しないので、紛争裁定委員会（Dispute Board）も不要。

上記のような要望に対し、国際競争入札でのコントラクターの調達手続き及び建設工事の履行が円滑に進むように、案件形成過程で JICA が取るべき対応や留意点（契約形態・約款の選択、コンサルタントの役割、紛争裁定委員会の設置等）について以下の観点から述べてください。

- ・ ①、②それぞれ受け入れた場合に入札・調達段階や建設工事契約の履行段階で、どのようなリスクがあるか。
- ・ リスク軽減策はあるか。
- ・ これらの検討にあたってどのような情報収集・確認が必要か。

08. 海外投融資

現在のグローバルな開発課題（気候変動、食料安全保障など）に晒されている開発途上国・新興国における膨大な開発資金需要に対する民間資金動員を推進する上で、国際開発金融機関（Multilateral Development Banks: MDBs）や二国間開発金融機関（Development Finance Institutions: DFIs）が克服すべき／取り組むべき課題、とりわけ、JICA（海外投融資）が克服すべき／取り組むべき課題、果たしうる／果たすべき役割などについて、ご自身のお考えを論じて下さい。